

## IV 米粉に関する動向

### 1 生産動向

米粉用米の生産量は、平成25年産以降2万トン前後で推移していましたが、令和2年産は3.3万トンと過去最高の平成23年産に次ぐ規模まで回復しています（表IV-1）。

### 2 需要動向

米粉用米の需要量は、平成24年度以降、年間2万トン程度で推移していましたが、平成30年以降、「米粉の用途別基準」や「ノングルテン米粉製品第三者認証制度」の運用の開始、アルファ化米粉等の新たな米粉加工品の開発、大手流通企業の米粉製品の取り扱いの増加等により、平成30年度は31千トン、令和元年度及び2年度は36千トンに増加しています（表IV-2）。

今後の更なる需要拡大のため、令和2年10月に制定したノングルテン米粉の製造工程管理JASの周知やアルファ化米粉等の新たな米粉加工品の普及等による日本産米粉の需要拡大に向けた取組等を推進する必要があります。

表IV-1 上位5県の米粉用米の生産量と作付面積の推移

(単位:千トン、千ha)

		28年産	29年産	30年産	元年産	2年産
新潟県	生産量	8.7	13.0	10.2	7.9	9.4
	作付面積	1.5	2.4	1.9	1.4	1.7
埼玉県	生産量	0.9	3.0	3.1	3.7	4.5
	作付面積	0.2	0.6	0.6	0.7	0.9
栃木県	生産量	0.0	1.9	3.3	3.6	4.1
	作付面積	0.0	0.3	0.6	0.7	0.8
秋田県	生産量	0.7	1.2	1.4	2.3	2.5
	作付面積	0.1	0.2	0.2	0.4	0.5
群馬県	生産量	1.2	1.2	1.5	1.5	1.6
	作付面積	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
全国計	生産量	19.0	28.4	27.7	28.0	33.4
	作付面積	3.4	5.3	5.3	5.3	6.3

資料：27～元年産は新規需要米生産集出荷数量、2年産は新規需要米取組計画認定結果数量。（農林水産省）

表IV-2 米粉用米の需要量(需要者からの聞き取り)

(単位:千トン)

28年度	29年度	30年度	元年度	2年度見込
23	25	31	36	36

注1) 28～30年度については、新規需要米取組計画を認定した全需要者からの聞き取り。  
注2) 元年度及び2年度については、新規需要米取組計画を認定した主要な需要者からの聞き取りにより推計。

(参考) 米粉及び小麦粉の販売価格(税抜き)

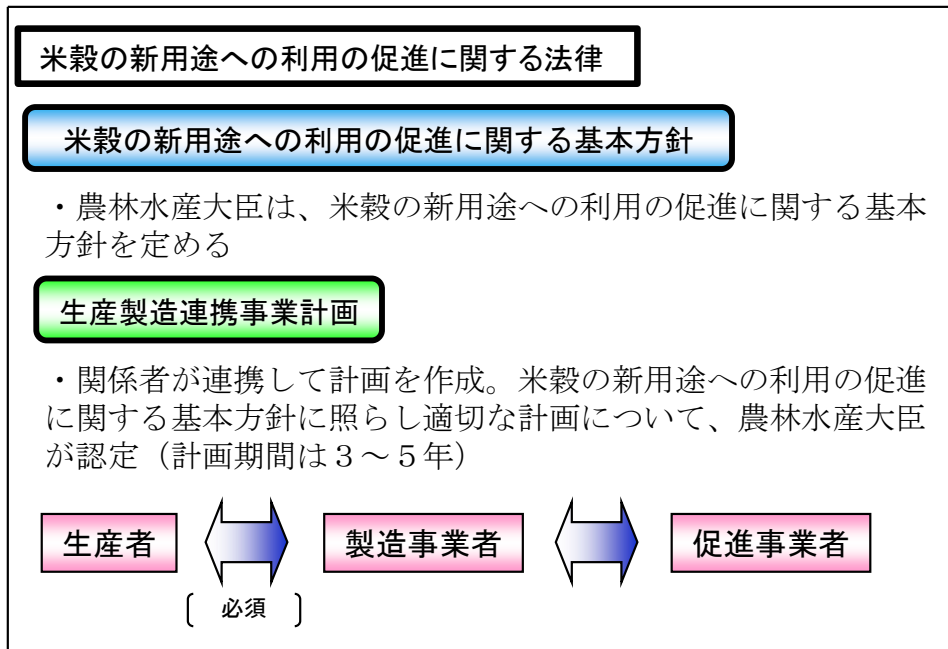
米粉：100～320円/kg程度

(小麦粉：100～120円/kg程度)

### 3 米粉用米に対する支援

- ① 米粉用米については、その利用の拡大を図るために、平成21年に「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」が制定されました。  
同法に基づく「生産製造連携事業計画」の認定を受け、「農山漁村活性化計画」の採択を受けた取組に対して、米粉用米の生産・加工に必要な施設整備等の支援を行っています。
- ② 米粉用米の生産者に対しては水田活用の直接支払交付金による支援を行っています。また、ノングルテン米粉やノングルテン米粉を使用した製品の表示、米粉の用途別基準により、需要者ニーズに合った高品質な米粉の製造や輸出拡大の取組を支援しています。
- ③ 令和3年度は、新たに制定したノングルテン米粉の日本農林規格の周知やアルファ化米粉等の新たな米粉加工品の普及等、米粉の需要拡大や米粉用米の生産拡大のための条件を整備する取組等を支援していくこととしています。

図IV 米粉用米に対する支援措置



**予算措置**

**【農山漁村振興交付金】**  
米粉・飼料用米の生産・加工に係る施設整備に対し交付金を交付（補助率：定額1/2）

**【水田活用の直接支払交付金】**  
水田を活用して米粉用米等の作物を生産する農業者に対し、交付金を直接交付（米粉用米：収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a）

※「産地交付金」により、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づき、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援。また、3年以上の複数年契約に取り組んだ場合、1.2万/10aを各都道府県に対して追加配分。

※標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援。

**【持続的生産強化対策事業】**

- ・新たな日本農林規格の周知
- ・新たな米粉加工品の普及
- ・米粉用米産地の育成

等の取組を支援 （補助率：定額）

米粉の需要拡大	米粉用米の生産拡大
<p><b>新たな日本農林規格の周知</b> 米粉の需要拡大、輸出拡大を目的として制定したノングルテン米粉の製造工程管理JASの仕組みや特徴、優位性等の周知</p> <p><b>新たな米粉加工品の普及</b> アルファ化米粉等、新たな米粉の加工法や特徴（油脂や乳化剤、増粘剤の代替）、その使用方法等の日本産米粉の優れた特性について、調査・普及</p>	<p><b>米粉用米産地の育成</b> 米粉用米生産者と米粉製造事業者とのマッチングを目的とした情報交換会の開催</p> <div style="text-align: center;"> <p>【ミズホチカラ】 米粉パンに適した多収品種</p> </div>

**【コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業】**  
戦略的輸出事業者と産地が連携して取り組む日本産コメ・コメ加工品の海外需要開拓・プロモーションや品目団体等によるオールジャパンでのプロモーションを支援 （補助率：定額、1/2）

**【イノベーション創出強化研究推進事業】**  
米粉を使用した嚙下障害者のための嚙下食の開発、普及活動等を支援 （委託）

**金融措置**

**【日本政策金融公庫による低利融資】**（食品安定供給施設整備資金）  
米粉製造施設、米粉を原料とした食品の製造、加工施設等への融資

## V 令和2年度中に締結した国際交渉の概要(麦関係)

### 1 日英EPA協定概要(麦)(令和3年1月1日発効)

	品目	日EU・EPA合意内容	日英EPA合意内容※1
日本側の関税	麦	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家貿易制度、枠外税率を維持。</li> <li>・小麦、小麦粉調製品等について、EU向けの関税割当を設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日EU・EPAと同内容。</li> <li>・英国向けの関税割当は設けない※2</li> </ul>

※1 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用。

※2 ソフト系チーズや一部の調製品について、日EU・EPAで設定された関税割当の未利用分が生じた場合に限り、当該未利用分の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ税率を適用する仕組みを設ける。また、必要に応じて本仕組みの運用改善について、日英間で協議を行う。

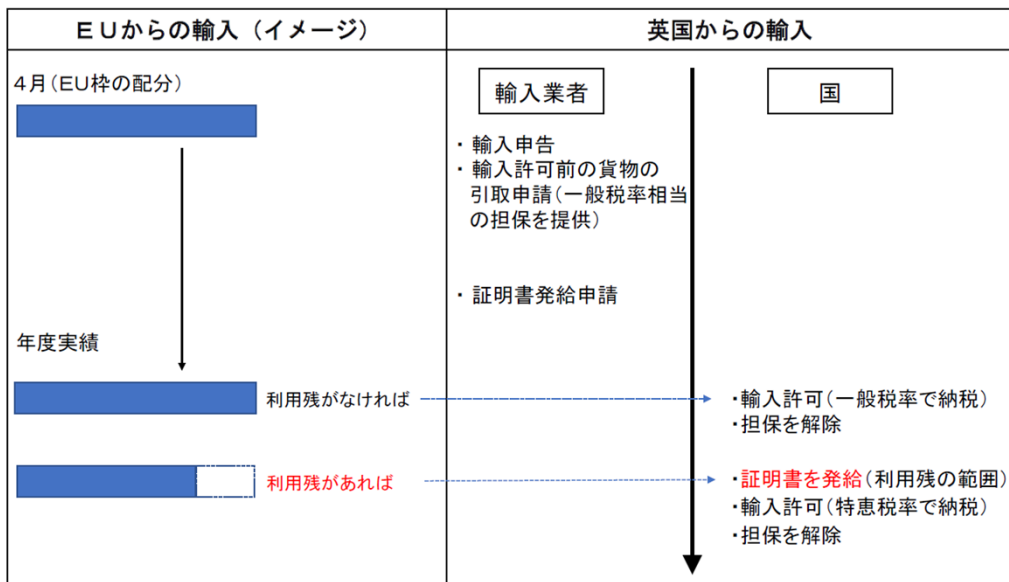
#### EUの関税割当の利用残が生じた場合に英国に低税率を適用する仕組み(1)

##### 対象品目

日EU・EPAで対応するTRQ分類

1 小麦調製食料品	TRQ-1
2 混合物及び練り生地並びにケーキミックス	TRQ-2
3 主として小麦で作られた調製食料品	TRQ-3
4 大麦調製食料品	TRQ-8

#### EUの関税割当の利用残が生じた場合に英国に低税率を適用する仕組み(2)

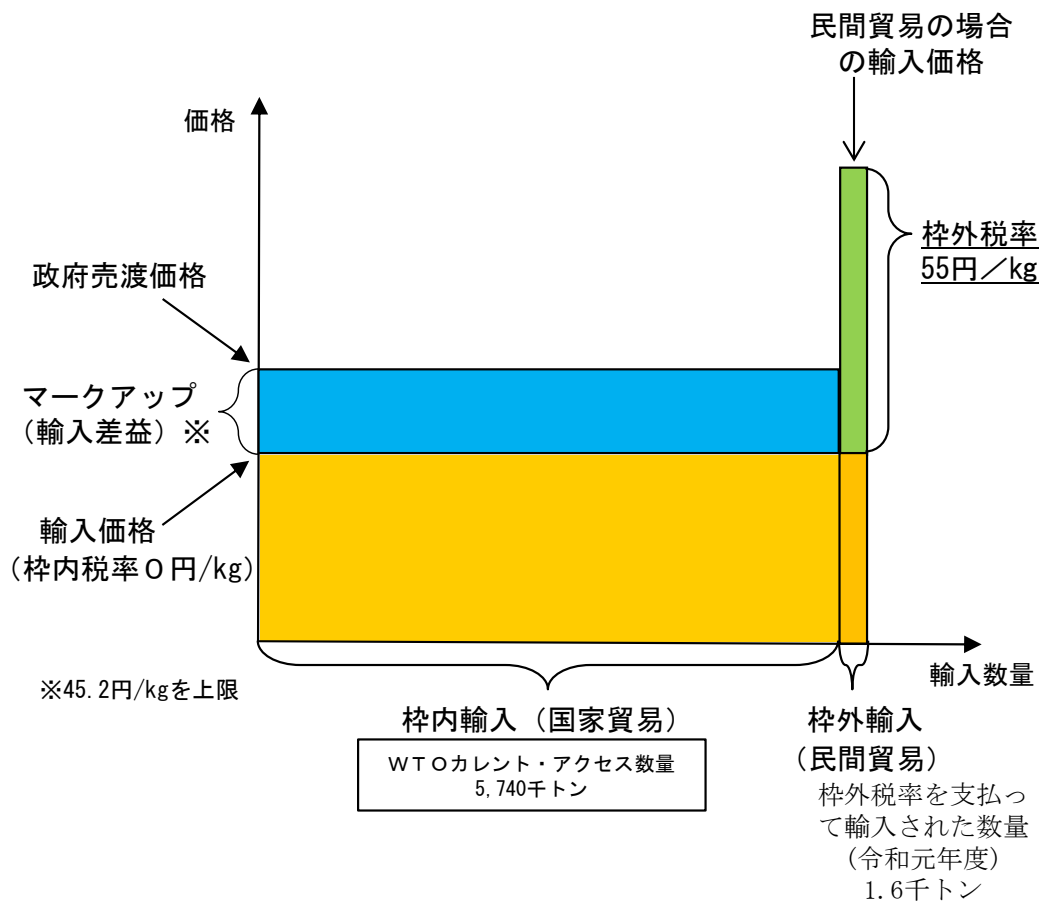


### 2 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(麦)(令和2年11月15日署名(未発効))

品目	中国	韓国	ASEAN・豪州・NZ
麦	関税削減・撤廃から除外		

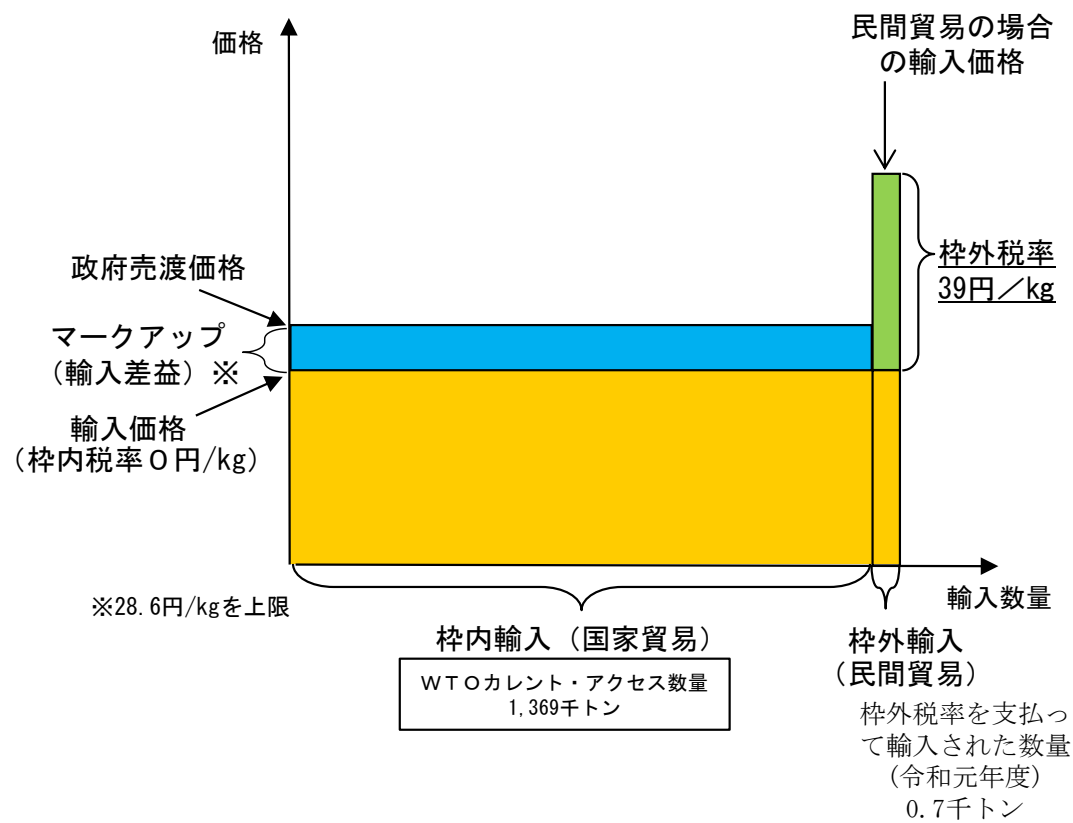
(参考) 麦の国境措置

小麦



既存のWTOカレント・アクセス数量に加え、CPTPP (カナダ枠、豪州枠)、日EU EPA (EU枠)、日米貿易協定 (米穀枠) を設定。

大麦



既存のWTOカレント・アクセス数量に加え、CPTPP (CPTPP枠)、日EU EPA (EU枠) を設定。